附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱の運用

平成7年9月5日行第10号総務部長通知 平成7年11月7日改正 平成9年3月7日改正 平成9年4月1日改正 平成11年6月1日改正 平成12年4月1日改正 平成14年4月1日改正 平成17年9月1日改正 平成 19 年 11 月 1 日改正 平成 20 年 12 月 3 日改正 平成21年4月1日改正 平成22年4月1日改正 平成22年6月1日改正 平成 24 年 5 月 16 日改正 平成 25 年 4 月 25 日改正 平成27年6月1日改正 平成 28 年 12 月 22 日改正 平成 29 年 6 月 20 日改正 平成 30 年 2 月 16 日改正 令和5年4月6日改正

第2条(定義)関係

本条第2項の規定は、要綱等により設置する懇話会・協議会等のうち、有識者等の意見を聴取し、又は有識者等との意見交換を行い、その結果を県行政に反映させることを主な目的としているものについて本要綱を適用することとしたものであり、次に掲げる懇話会・協議会等については適用を除外するものとする。

- (1) 関係行政機関の職員のみを構成員としたもの
- (2) 関係団体間の調整・啓発等を目的としたもの
- (3) 連絡調整を目的としたもの
- (4) 意見聴取等を行う内容が専門技術的な事項に限られるもの
- (5) 表彰等の審査を目的としたもの

なお、以上のような懇話会・協議会等についても、その設置及び運営に当たっては、本 要綱の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

第3条 (附属機関の設置) 関係

- 1 設置に当たっては、本条で規定している留意点のほか、次の点について考慮するものとする。
 - (1) 審議等の事項について、答申・建議等を求めるものであること。したがって、公聴会等の活用、関係団体の意見の聴取、専門職員の育成等で対応できるものについては、 それらの方法で対応すること。

- (2) 他に類似した審議等の事項を所掌する附属機関が存在しないこと。
- 2 所掌事務を広範囲なものとすることにより柔軟、迅速に対応するとともに、必要に応じて部会や分科会を設置する等、弾力的かつ機動的な運営を図るものとする。
- 3 本条第2号の規定は、円滑で効果的な運営を行うため委員数の上限を示したものであるので、定数の定めにかかわらず、現に任命する委員の数は 20 人以内とする等、附属機関の設置目的や性格等を考慮し、必要最小限の人員とする。

第4条 (附属機関の委員の任命) 関係

- 1 附属機関の委員の任命については、法令、条例、規則、規程、告示等(以下「法令等」という。)である程度の規定がなされているが、個々の任命は職指定の場合を除き執行機関の裁量に委ねられている場合が多いことから、適切な選任が行われるよう、一般的な基準を明示することとした。
- 2 本条第1項第4号の規定は、附属機関の第三者機関としての性格を踏まえ、県職員及び県職員であった者の原則除外を規定した。「特別の事情があると認められる場合」とは、法令等に定めがある場合のほか、団体からの意見聴取が必要な場合において、県職員であった者が、団体を代表できる者として当該団体から推薦された場合や、医師、教員、警察官等の県職員又は県職員であった者の専門的若しくは技術的な知識又は経験に基づく見解を求める必要があり、他の者をもって代えることが難しい場合等を想定している。

なお、県職員であった者に関するデータは、人事課へ問い合わせるものとする。

3 本条第1項第5号の規定は、各界各層からの幅広い意見を反映するため、在任期間を 制限することとした。

なお、在任期間の規定にかかわらず、できるだけ再任を重ねないことが望ましい。

4 本条第1項第6号の規定は、各界各層からの幅広い意見を反映するため、同一人による委員の兼職を4機関までに制限することとした。

なお、委員の兼職に関するデータは、人事課(懇話会・協議会等の構成員については 行政管理課)へ問い合わせるものとする。

- 5 本条第1項第7号の規定は、第13条第2項により、懇話会・協議会等に関しては、原 則として構成員の一部を公募により選任することとしており、同条の運用で公募に当た っての考え方等を示しているので、参考にされたい。
- 6 本条第2項第1号の規定は、市町村長、県議会議員等の公選職等(市町村の副市町村 長、市町村議会議員等を含む。)及び団体を代表する者については、在任期間、兼職の 制限規定を適用しないこととした。

なお、「団体を代表する者」に準ずると認められる者とは、団体の代表者に限らず、 副代表、理事等広く解するものである。

第5条 (附属機関の運営) 関係

- 1 会議の運営に当たって、委員の代理出席は、原則として適当ではない。ただし、当該 附属機関において、次の要件を整えた上で代理出席を認めることができるものとする。
 - (1) 委員の委嘱に当たり、特定の団体に、その意思を代表できる者を委員として推薦依頼し、その推薦に基づき委員を選定しており、代理出席する者も当該団体に属していること。
 - (2) 代理出席を予定する会議の議題及び検討内容が事前に通知されており、代理出席す

る者が、当該会議において、それに対する当該団体の意思を表明できること。

- (3) 委員の代理出席を認める場合は、会議の成立や議決の有効性について疑義が生じないよう、定足数や代理者の議決権について事前に明確になっていること。
- 2 本条第3号に規定する発言の全内容を記載する議事録を作成する際に、次の各号のいずれかに該当する場合は、発言者又は発言内容の一部若しくはその両方を記載しないことができるものとする。
 - (1) 複数委員が同時に発言する等発言者、発言内容が明らかでない場合
 - (2) 審議事項に関係のない発言があった場合
 - (3) 情報公開条例第5条第4号の規定に相当する発言があった場合
- 3 本条第3号に規定する発言内容を要約する議事録を作成するのは、会議を公開しない 場合、審議経過等を明確で分かりやすく公表するという趣旨を満たすと判断される場合 等を想定している。

なお、発言内容をどの程度要約するかについては、当該附属機関の決定によるものとし、前項の規定に準じて発言者又は発言内容の一部若しくはその両方を記載しないことができるものとする。

第6条(会議の非公開の決定)関係

1 年度を通じて会議を非公開とすることを決定した場合は、会議開催ごとに非公開の決定を行う必要はないが、状況が変化する場合は、審議内容に応じて決定するものとする。 この場合、「審議会等の会議開催予定」(様式1)にその旨を記載し、事前に周知するものとする。

なお、会議を公開で開催中に非公開とすべき情報を扱う必要ができた場合は、非公開とすべき情報を後に回し、傍聴者を退席させてから審議する等工夫して対応するものとする。

- 2 年度を通じて会議を非公開とすることを決定した場合は、「附属機関の概要」(様式4) (懇話会・協議会等については、「懇話会・協議会等の概要」(様式5)) に、それ以外 の場合は、「審議会等の会議開催予定」(様式1)に、非公開理由を記載するものとする。
- 3 新設又は改選期に当たる場合等、最初の会議で方針を決定するまでの間は、「附属機関の概要」(様式4)(懇話会・協議会等については「懇話会・協議会等の概要」(様式5))の「会議公開」欄に「未決定」と記載し、「審議会等の会議開催予定」(様式1)は作成しなくともよいものとする。

ただし、最初の会議の冒頭で公開と決定され、最初の会議から公開することが想定される場合は、「審議会等の会議開催予定」(様式1)の「傍聴の可否」欄に「開催時に決定」と記載して提供するものとする。

第7条(公開の方法等)関係

1 本条第2項の規定は、会議室の収容人員等の状況を考慮し、あらかじめ定員を定める こととしたものであり、会議公開の趣旨を踏まえ、できる限り多くの定員を確保するこ とが望ましい。

また、会議公開の趣旨から、傍聴希望者が定員に満たない場合は、会議開始後であっても傍聴を認めることが適当である。ただし、会議開始後の入室により、議事運営に著しい支障が生ずると判断される場合は、認めないことができるものとする。その場合には、「審議会等の会議開催予定」(様式1)にその旨を記載し、事前に周知するものとす

る。

なお、報道機関用の傍聴席は別に設けることとする。その場合、傍聴前の身元確認及 び開催後の円滑な報道対応のために、受付簿を用意する等して、記者の氏名、報道機関 の名称及び連絡先等を把握しておくことが望ましい。

2 本条第3項に規定する審議事項が分かる資料とは、簡単な説明付きの議案リストのようなものを想定している。

なお、会議資料を提供できない場合でも、情報公開条例第5条各号に該当する場合を 除き、場所を設ける等して、閲覧に供するものとする。ただし、資料の映写等により傍 聴者への資料配付に代えることもできるものとする。

3 傍聴要領は、別紙1を参考として当該附属機関が定めるものとする。

なお、本要綱の対象とならない懇話会・協議会等を報道機関等に公開する場合も、同様に対応することが望ましい。

第8条(会議開催の周知)関係

会議開催の周知は遅くとも1週間前とするものであり、できる限り早い時期から周知するよう努めるものとする。

第9条 (審議結果等の公表) 関係

- 1 「審議(会議)結果」(様式3)の公表予定時期は、あらかじめ「審議(会議)速報」 (様式2)に記載するものとする。
- 2 本条第3項に規定する、県ホームページへの掲載が困難であると認められる場合と は、資料が著しく大量な場合や、有償で販売している図録等を会議資料として使用し た場合等を想定している。

なお、所管所属において保管し、県民等の求めに応じて閲覧させることとした場合は、「審議(会議)結果」(様式3)の「会議資料」欄に、公表の方法を記載するものとする。

3 附属機関から提出された報告書等を公表する場合には、「附属機関の概要」(様式4)の「諮問・答申事項等」欄(懇話会・協議会等については、「懇話会・協議会等の概要」(様式5)の「意見を求める事項」欄)に、当該報告書等の名称を記載するものとする。

第10条 (附属機関の設置等の見直し) 関係

1 社会環境の変化や時代ニーズに即した適切な行政運営を行うため、附属機関について も常に見直しを行うことが必要であり、そのための視点を示したものである。

本条第1項第2号の規定については、設置後 10 年を経過した附属機関に関して、第3号の規定については、1年以上会議が開催されていない附属機関に関して、設置の必要性を改めて検討するものとする。

2 本条第2項の規定は、法必置機関ではあるが、本県として行政上必要性が乏しいもの については、国に対しその改善を働きかけるものとし、本県としては必要最小限の措置 に留めるものとする。

第11条(懇話会・協議会等の設置)関係

1 本条第2号の規定は、円滑で効果的な運営を行うため構成員数の上限を示したもので

ある。

- 2 懇話会・協議会等の設置要綱等で定める設置目的については、本条第3号の規定で示した表現のほか、「調停」、「審査」及び「調査」という表現を使用する際は、附属機関と混同されないよう留意すること。
- 3 懇話会・協議会等の設置要綱等については、別紙2を参考にして、会議の実態を踏ま えて作成するものとする。

第12条 (懇話会・協議会等の会議の公開) 関係

本条は、情報公開条例第 25 条の規定を準用し、懇話会・協議会等の会議についても 附属機関と同様に原則として公開とするものである。

なお、情報公開条例第25条の規定は次のとおりである。

- 第 25 条 附属機関の会議(法令等の規定により公開することができないとされているものを除く。)は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、実施機関が公開しないことを定めたとき又は当該附属機関が公開しないことを決定したときは、この限りでない。
 - (1) 非公開情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行うとき。
 - (2) 会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

第13条 (懇話会・協議会等の構成員の選任等) 関係

- 1 本条の規定は、懇話会・協議会等の構成員の選任、運営及び見直しについて、県民参加を促進する観点から、原則として構成員の一部を公募により選任することを除いて、 附属機関の委員と同様の基準で行うことを基本としている。
- 2 次の各号のいずれかに該当する懇話会・協議会等で、その性質上、構成員の一部を公募により選任することがなじまないと認められる場合は、公募を行わないことができるものとする。
 - (1) 特定の個人又は団体等の利害関係に関する意見聴取等を行う場合
 - (2) 構成員すべてに高度な専門知識等を有することが求められる場合
 - (3) その他、構成員の一部を公募により選任することが適当でないと認められる場合また、緊急に構成員を選任する必要が生じ、公募の手続きを経ることができない場合についても、公募を行わないことができるものとする。
- 3 前項の規定により公募を行わなかった場合にあっては、「懇話会・協議会等の概要」(様式5)に、その理由を記載するものとする。
- 4 構成員の公募に当たっては、第4条第1項第4号及び本条第3項各号の規定を踏まえ、 県職員、県職員であった者、県議会議員並びに附属機関の委員及び懇話会・協議会等の 構成員である者(当該懇話会・協議会等において公募により選任された構成員を含む。) については、募集の対象から除くこととし、募集案内等にその旨を明記する。
- 5 構成員の公募に当たっての手続きについては、別紙3 (公募構成員募集要領)及び別 紙4 (公募構成員選考要領)を参考にして、所要の規程を定めるものとする。
- 6 構成員の公募に当たっての募集においては、県民に対する十分な周知期間を確保する とともに、募集案内を県ホームページに掲載するほか、記者発表、広報誌への掲載等、 効果的な方法により周知するものとする。
- 7 構成員を公募したときに、応募者がなかった場合又は応募者が募集定員に満たなかっ

た場合、若しくは選考の結果、適任者を選任できなかった場合については、公募によら ず構成員を選任することができるものとする。

- 8 前項の規定により公募による構成員を選任しなかった場合にあっては、「懇話会・協議会等の概要」(様式5)に、その理由を記載するものとする。
- 9 構成員の就任依頼に当たっては、辞令の交付は行わないなど、特別職の公務員である 委員とは異なることに留意する必要がある。
- 10 本条第5項の規定は、構成員の選任及び懇話会・協議会等の運営に当たって、用いられやすい表現を例示したものである。

第14条(全庁的調整)関係

- 1 本条は、第3条及び第4条並びに第10条から第13条までの規定について、適正な執 行を図るため必要な措置を講じたものである。
- 2 本条第3項及び第4項に規定する事前相談については、必ずしも文書によることを要 しないものとする。

(附則) 関係

平成17年9月1日改正の運用の施行に伴い、「附属機関の会議等の公開に関する指針の 運用」は、廃止する。

(附属機関等名称) 傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、(附属機関等名称)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

- 第3条 一般の定員は、○○人以内とし、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮 して定める。
- 2 (附属機関等名称)の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。
- 3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を 傍聴人とし、定員を超える場合は抽選(先着順)により傍聴人を決定する。

なお、傍聴希望者全員を傍聴人とする場合において、前項の規定により集合させた傍聴希望者以外にも、傍聴希望者がいたときは、先着順に、定員に満つるまでの者を傍聴人とする。

(傍聴席に入場することができない者)

- 第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。
 - (1) 決定した傍聴人以外の者
 - (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者 (傍聴人の守るべき事項)
- 第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をして はならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

- 第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の 職員に指示させることができる。
- 2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が 指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(部会への準用)

第8条 第2条から第7条までの規定は、(附属機関等名称)の部会について準用する。この場合において、「 」とあるのは、「部会」と、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めのない事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

神奈川県○○○懇話会設置要綱 (例)

(設置目的)

第1条 ○○○に関する有識者等の意見を聴取し、○○○に反映させるため、神奈川県○ ○○懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(意見を求める事項)

- 第2条 懇話会は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。
 - (1) ○○○の推進に関すること

(設置期間)

第3条 懇話会の設置期間は、平成○年○月○日までとする。

(構成員)

- 第4条 懇話会は、○○○に関する学識経験を有する者等から選定した者○名程度をもって構成する。
- 2 懇話会の構成員(以下「構成員」という。)の選任期間は、会議設置の日から平成〇年 〇月〇日までとする。

(会長)

- 第5条 懇話会に会長1人を置く。
- 2 会長は、構成員の互選により定める。
- 3 会長は、懇話会における意見を取りまとめる。
- 4 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が代理する。

(会議の開催)

- 第6条 懇話会は、知事が必要に応じて開催する。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、○○局○○部○○課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(懇話会・協議会等名称) 公募構成員募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、(懇話会・協議会等名称)(設置要綱第〇条の規定に基づき、)公募する構成員(以下「公募構成員」という。)の選考について必要な事項を定める。

(公募構成員の募集)

- 第2条 公募構成員の募集人数は、○人とする。
- 2 募集対象者は、平成〇年〇月〇日現在満〇歳以上で県内に在住又は在勤·在学している 者とし、日本語のできる外国籍県民を含むものとする。

なお、県職員、県職員であった者、県議会議員並びに当会議を含む県の附属機関の委員及び懇話会・協議会等の構成員である者については、対象から除くものとする。

3 募集は、応募者本人が記入した別に定める「公募構成員申込書」及び別途指定する(テーマ)に関する意見書の提出を受けることにより行う。

なお、意見書の提出様式は原則自由とし、字数は○○○字程度とする。

4 募集期間は平成○年○月○日から○月○日までとする。

(公募構成員選考方法)

第3条 公募構成員の選考は、前条第3項の規定により提出された応募書類による書類選 考及び面接選考により実施する。

(選考委員の選任)

第4条 公募構成員を選考するときは、選考委員を選任して、行うものとする。

(選考委員の構成)

- 第5条 選考委員は、次の者をもってあてる。
 - 00000, 00000, 00000, 00000,
- 2 選考委員の中に、選考委員長を置く。
- 3 選考委員長は、○○長をもってあてる。
- 4 選考の庶務は、○○課において行う。

(選考)

第6条 公募構成員は、募集人数の範囲内で、選考委員の合議により選考する。その場合、 公募構成員が選任期間の途中で辞任する場合を想定して、併せて補欠を選考することが できるものとする。

(選考結果の通知)

第7条 公募構成員の選考結果については、選考後応募者全員に速やかに通知するものと する。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、選考の議事その他の運営に関し、必要な事項は、 選考委員長が他の選考委員に諮り定めるものとする。

附則

この要領は、平成○年○月○日から施行する。

(懇話会・協議会等名称) 公募構成員選考要領

この要領は、(懇話会・協議会等名称) 公募構成員の選考方法について、必要な事項を 定める。

1 書類選考

(1) 選考方法

各選考委員は、(懇話会・協議会等名称) 公募構成員申込書及び別途指定する (テーマ) に関する意見書の提出を受け、それを採点した結果にしたがって面接対象者を選出する。

(2) 採点方法

次の審査事項について、5段階評価(最高5点~最低1点)を行い、応募者ごとに 各審査事項の得点の合計を算出する。なお、それぞれの審査事項に特記すべき事項が ある場合にはコメントを付する。

ア 応募の動機や目的

- イ 県民としての幅広い問題意識
- ウ (テーマ)に対する知識・関心度
- エ 主張の的確性(論旨)

2 面接選考

- (1) 面接方法
 - ・ 選考委員のうち、○○○○○、○○○○○及び○○○○により面接を行う。
 - ・ 応募者一人当たり○分の面接を行い、各選考委員が次項の審査により、○人を選 考する。
- (2) 採点方法

次の審査事項について、5段階評価(最高5点~最低1点)を行い、すべてについて良好であるものを選考する。

ア 応募の動機や目的

- イ (テーマ)に対する知識・関心度
- ウ 人物評価 (協調性・積極性)
- エ 時間の自由度(懇話会・協議会等の開催頻度に応じて出席することが可能か)